

「救済」の精神で

4

日本海員救済会

船上で傷病人が出た場合、無線通信医療相談などを通して医師の指示の下、医療行為を行うのが「船舶衛生管理者」の国家資格を持った船員だ。この資格を取得するには指定された病院で講習と実技を学ばなければならない。さらに、日進月歩で発展する医療技術を学ぶための再講習も必要に応じて受講する。こうした講習・再講習を実施するために協力しているのが日本海員救済会だ。

船舶では、船員の安全衛生のために医師本人が乗り込むことが理想だが、現状は難しい状況だ。こうした中、多くの貨物船や漁船では医師に代わり、船舶衛生管理者を乗船させなければならない。

緊急時に医療行為も

衛生管理者の役割は、船員の健康管理、保険指導、船内の作業環境、住居の環境衛生の保持、医薬品その他の衛生用品、医療書、衛生保護具などの整備や点検など多岐にわたるが、特に緊急時に医師の指示の下、投薬や点滴、傷の縫合などの医療行為を行うことが重要な任務と

船舶衛生管理者—医療の知識・技術を習得

なっている。

船舶に乗り込む衛生管理者になるには、国土交通大臣が発行する「衛生管理者適任証書」を取得しなければならない。

この証書は、一般の大学などの卒業者は100時間の登録講習（講習期間は約1カ月。名古屋と東京で年2回実施）を受けることにより、また商船系の大

船上での治療に不可欠



①座学だけではなく人工呼吸などの実技も学ぶ
②登録講習には若手の航海士や機関士も参加している

学や高専、水産系高校などを卒業し船舶衛生関係科目を履修するなどした者は、半程度の時間の講習（商船系の大学や高専卒業者は43時間、東京、横浜、神戸で年各1回実施、水産高校卒業者は55時間、横浜で年1回実施）を受けることにより取得できる。

これら講習の実施主体は船員災害防止協会であり、東京、横浜、名古屋、神戸で実施されているが、それらの大半は救済会の病院で、救済会の医師、看護師、薬剤師、栄養士らによって

行われている。

2018年度は、これまでに救済会の関連病院などで126人が講習を受けた。

救済会では約30人の定員で講習を実施しており、受講者は船会社によって異なるが、若手の航海士や機関士が多いという。船舶衛生管理者の資格を取得した船員は「葉の処方や傷口の縫い方など講習で学んだことを生かすことができ、全部自分で治療できた」と話す。

再講習で最新知識を医療技術は日々進化を続けて

おり、再生医療やロボットを使った手術も行われるようになってきた。

医療にも最先端技術が普及する中、医療に携わる船舶衛生管理者も例外ではない。このために用意されたのが船舶衛生管理者再講習だ。この再講習の実施主体は外航船員医療事業団だが、実態的な講習は救済会の横浜、神戸、大阪、名古屋の4病

院の医師、看護師、薬剤師、栄養士らが担当して毎年開催している。

19年は、神戸病院は5月か

終了するスケジュールに再編成した。

DVDでは名古屋病院の医師らが講師となり、精神衛生、食品衛生のほか、耳鼻咽喉科や皮膚科、泌尿器科といった医療に関する知識について学ぶことができる。

実際の講習では、点滴や注射などの実習を中心に経験豊富な医師や看護師、薬剤師らが講師を担当し、指導している。

再講習のDVDや教科書の内容については、無線医療通信や海上救急の経験を持つ名古屋病院の河野弘院長、北川喜二副院長が監修を務めた。医療の基本はもろろんのこと、治療方法や医薬品について分かりやすく説明している。

再講習を受けた船員は、実際の講習で外来患者や手術を見学できたことで「衛生管理者として教えておいてもらって良かったと思っただけで済んだ」と感じていた。河野院長は「船上は閉鎖された空間で、傷病人が出たときは医師の指示の下、衛生管理者が直接、医療行為をしなければならぬ。不測の事態に対応するためには必要資格だ」と強調。再講習についても「医療技術は進歩するので、座学、実習を通して最新の知識・技術をアップデートするために欠かせない」と訴える。

（随時掲載）